

・ 相当因果関係とは

前の病気やケガを発症していなければ、後の病気やケガを発症しなかったと認められる場合に、前後の病気やケガを同一の傷病とすることです。

相当因果関係があると認められた場合には、障害年金の受給に必要な“3つの条件”のうち「初診日」に大きく影響しますので、事前に十分な確認が必要です。

「相当因果関係あり」として取り扱われるもの

- ・ ①糖尿病と糖尿病性網膜症または糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉塞症等は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ②糸球体腎炎（ネフローゼ含む）、多発性のう胞腎、腎盂腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたものは、両者の期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ③肝炎と肝硬変は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ④結核の化学療法による副作用として聴力障害を生じた場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ⑤手術等による輸血により肝炎を併発した場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ⑥ステロイドの投薬による副作用で大腿骨頭壊死が生じた場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ⑦事故または脳血管疾患による精神障害がある場合は、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ⑧肺疾患に罹患し手術を行い、その後、呼吸不全を生じたものは、肺手術と呼吸不全発生までの期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱う。
- ・ ⑨転移性悪性新生物は、原発とされるものと組織上一致するか否か、転移であることを確認できたものは、相当因果関係ありとして取り扱う。

「相当因果関係なし」として取り扱われるもの

- ・ ①高血圧と脳内出血または脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱う。
- ・ ②糖尿病と脳内出血または脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱う。
- ・ ③近視と黄斑部変性、網膜剥離又は視神経萎縮は、相当因果関係なしとして取り扱う。

※社会的治癒が認められるには・・・

治療を行う必要がなくなり、症状の無い相当期間（少なくとも 5 年以上、傷病によっては 10 年以上の場合もあります）経過していることが必要です。

原則として、お薬の処方がある期間は、仕事や日常生活に支障がなくても社会的治癒とは認められません。